

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容など

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

<p>令和元年10月1日から</p> <p>時間額 923 円</p> <p>（従来の 895 円から 28 円引上げ）</p>
--

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 最低賃金には、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働の手当、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は含まれません。
- 月給制、日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
（例：日給 7,000 円、1日の所定労働時間 7 時間 30 分→7000 円÷7.5=933 円）
（例：月給 155,000 円、1月の所定労働時間 160 時間→155,000 円÷160=968 円）

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 事業場内最低賃金が県最賃との差額が 30 円以内で、30 円以上の最低賃金を引き上げ、設備投資などを行った中小企業・小規模事業者を対象とした「業務改善助成金」がありますので、お気軽にお問い合わせください。
（照会先：千葉労働局雇用環境・均等室 ☎ 0 4 3 - 3 0 6 - 1 8 6 0）
- 「千葉働き方改革推進支援センター」におきまして、本助成金の申請や労務管理等について、**無料相談**を行っていますので、御利用ください。
（照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎ 0 1 2 0 - 1 7 - 4 8 6 4）

.....

☆ 最低賃金の詳しい内容につきましては**千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 0 4 3 - 2 2 1 - 2 3 2 8）**又は**最寄の労働基準監督署**にお問い合わせください。

☆ 千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>